

拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会 号外

発行日 平成28年2月12日

発行者 会長 大石 雅也

編集者 広報部長 近藤 正邦

事務局 03-3900-5616 F) 03-3900-3714

東京都北区赤羽西4-23-3

税理士法人サクセスブレーン 赤羽支店

遠藤 潔

東京税理士会会长候補 西村 新会員の推薦を決定

時代を拓く税理士の会は、神津信一会長が日本税理士会連合会に専念するため、平成28年1月末を以て、東京税理士会会长の職を辞任したことから、会長候補者の選考を行なった。その結果役員総会において西村 新会員（江戸川南支部）を次期会長職へ推薦する旨決議した。



西村君を東京税理士会会长候補に推薦します！

日本税理士会連合会会長 神津信一

日本税理士会連合会会長として、全国単位会と協調して会務を行う上で、最も信頼できる西村新君を東京税理士会会长に推薦します。

《《推薦候補者決定の経緯》》

「時代を拓く税理士の会」

会長 大石 雅也

東京税理士会神津信一會長は、日税連会務に専念するため本年1月末を以て会長を辞任しました。そこで「時代を拓く税理士の会」では、会長職の残任期間を考慮し、去る2月12日に会則第9条第1項による「役員総会」を東京税理士会館会議室において開催し、大石雅也会長を「選考会議」の議長に選出した上、別室に移動して開催した同会議において西村新会員を東京税理士会会长候補者として推薦決議しました。

引き続き、総意を得るため役員総会を開催し、挙手多数によりこれを可決したので、「時代を拓く税理士の会」として、西村新会員を会長候補者として推薦することが決定されました。

また、会則第10条による「支援対策会議」を3月

東京税理士会 会長候補 (時代を拓く税理士の会推薦)

にし むら あらた
西 村 新



事務所	江戸川区中葛西3-23-12-102
所属支部	江戸川南支部
登録年月日	昭和58年3月23日
生年月日	昭和27年12月26日
経歴	昭和50年 明治大学経営学部卒業 昭和57年 第32回税理士試験合格 平成13年 江戸川南支部支部長3期 平成19年 東京会常務理事2期(税務支援対策部長) 平成23年 日税連常務理事2期(税務支援対策部長) 現職 平成23年東京会副会長2期

マニュフェスト

社会経済の変革を的確に捉え、税理士の使命を達成し、国民のための税理士制度を確立するために次の目標を掲げると共に、日税連神津会長を強力にサポートします。

1. 次なる税理士法改正

税理士を取り巻く環境は社会経済の変革等で大きく変化しています。より一層国民のため、そして我々に続く次世代の後輩達が夢と希望を持てる税理士制度となるよう、次なる税理士法改正の実現に向けて日税連、全国の税理士会と一体となって原点から検討を始めます。

2. 税制への提言

社会保障税一体改革を含めた税制及び納税環境整備について調査研究し、理事会等での議論を尽くして建議するとともに、パブリックコメント等にも意見や要望書を積極的に提出します。また、今後予定されている消費税の軽減税率やインボイスの導入については、制度自体が内包する欠陥や想定される問題点を明らかにしつつ、その改善策を提言します。

3. 研修受講義務の達成

17日に開催することとなりましたので、構成員各位には案内が届きましたら積極的に御協力のほど、宜しく御願い申し上げます。

東京税理士会は引き続き一枚岩を貫き、日税連の神津信一會長を支えるべく更に強固な結束を図って参らねばなりませんので、皆様方には暖かい御支援のほど、何卒宜しく御願い申し上げます。

平成28年2月12日

会長補欠選挙の実施について

選挙の公示	3月22日(火)
立候補受付	3月22日(火) 及び3月23日(水) 午前10時～午後4時
立候補辞退	3月23日(水) 及び3月24日(木) 午前10時～午後4時
期日前投票	4月1日(金) 午前8時～午後7時 4月2日(土) 午前10時～午後4時
選挙日	4月8日(金) 午前9時～午後4時※ 会場：東京税理士会館(※各選挙区(支部)の投票所)

国民納税者の信頼性を担保するための税理士としての資質の向上、倫理の向上を目指す研修について、大人数を収容する会場の減少により会場型だけでの会員の受講義務の達成は今後困難が予想されます。そのためにも、会員の利便性を考慮した支部やブロックでの会場型研修の拡充、研修サイトの利用拡大、研修メニューの多様化、ライブ配信の実施等、受講環境についての再構築を図り会員の積極的参加を促す施策に務めます。

4. マイナンバー制度への対応

本年1月からスタートしたマイナンバー制度については、引き続き研修を通じて会員に対して制度の周知徹底を図ります。また、税理士会からの提言で税務に関して記載不要の届出書等が実現したことでもあり、引き続き調査研究し提言します。

5. 独自事業の充実

税理士の社会公共的使命を果たし、国民納税者から最も信頼を高める事業として永年積み上げてきた税務支援について、より一層の会員に対する義務化徹底を図り、最も効果的である独自事業の施策として、支部を超えた地域に溶け込んだ事業の実現を目指します。

6. 中小企業への支援

中小企業の衰退は国家の活力の減退に繋がります。それを防ぐためにも中小企業団体や地域金融機関等との連携を強化して中小企業の存続発展のための諸施策を積極的に検討して実施します。また、中小企業からの身近な相談窓口として各支部に相談窓口の設置をお願いすることにします。

7. 租税教育等、公益的業務の推進

国民から信頼される租税制度の発展に資するための租税教育等に関する施策の充実、成年後見制度に関する研修の拡充を図り税理士がその職能を活かして行う公益的業務を積極的に進めます。

8. 会務の充実

効率的な会務運営を図るため、会務のICT化をさらに進め、長期的な会務運営に資する企画立案や長期的視点に立った財務状況の改善に努めます。